

富里市地域包括支援センター  
業務公募型プロポーザル募集要領

令和3年9月  
富里市健康福祉部高齢者福祉課

## I 公募の概要

### 1 公募の趣旨

現在、日常生活圏域を担当する地域包括支援センター（以下「センター」という。）は市内3ヶ所に設置されていますが、令和3年度末をもって、現在の委託契約期間が満了となります。これに伴い、令和4年度からのセンターに係る業務の受託を希望する法人を募集します。なお、今回の契約から増加する高齢者に対応するため、担当圏域を再編し、4ヶ所とします。

なお、同一法人による複数の地域包括支援センターへの応募は認めません。

### 2 担当区域

センターの担当圏域及び地区は表1のとおりです。

表1 センターの名称、担当圏域、担当行政区

名 称	圏 域	行政区
北部 地域包括支援 センター	富里北中学校区	・日吉倉・プリンスハイツ・木戸前 ・日吉台1丁目・日吉台2丁目 ・日吉台3丁目・日吉台4丁目 ・日吉台5丁目・日吉台6丁目 ・スカイハイツ
中部東 地域包括支援 センター	富里中学校区の内、 富里小学校及び 根木名小学校区	・七栄第三・七栄第六・人形台西 ・七栄人形台・東内野・七栄中央 ・東七栄・桜台・大和・緑ヶ丘 ・北大和・大和台・大和ニュータウン ・根木名・根木名ニュータウン ・富里台・旭ヶ丘・成城台 ・ファミリータウン富里
中部西 地域包括支援 センター	富里中学校区の内、 第一小学校及び 七栄小学校区	・日吉倉新田・七栄第一・七栄第二 ・七栄第四・七栄第五・小松台 ・南七栄・南平台・新橋・中沢 ・新中沢・南山・松原・立沢・花輪台 ・久能・栄ニュータウン・東ヶ丘
南部 地域包括支援 センター	富里南中学校区	・立沢台・東立沢・太木・大堀・旧平 ・高野・武州・太陽の丘・十倉台 ・両国・宮内・旭・葉山・葉山台 ・三区・二重堀・高松・高松入・四区 ・実の口・金堀・吉川 ・立沢ニュータウン・二区 ・ハニワ台ニュータウン

### 3 業務内容

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定するセンターとしての機能及びこれに関連する政省令等に定められた業務です。応募にあたっては、関係法令等を確認すること。

#### (1) 介護予防・日常生活総合支援事業

ア 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ）

イ 介護予防に関する普及啓発等を行う事業（法第115条の45第1項第2号）

#### (2) 包括的支援事業

ア 総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）

イ 権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）

エ 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）

オ 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）

カ 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

キ 地域ケア会議推進事業（法第115条の48）

#### (3) 任意事業

ア 家庭介護支援事業

イ 認知症サポーター等養成事業

ウ 地域包括支援ネットワークの構築

#### (4) 指定介護予防支援事業

法第115条の22第1項の規定に基づき指定介護予防支援事業所としての申請を行い、市の指定を受け実施するものです。

#### (5) その他

ア 国の制度改正に伴い、地域包括支援センターにおいて実施する必要がある事業

イ 市の介護保険・高齢保健福祉行政の運営に当たって、市がセンターにおいて実施する必要があるものと判断した業務

※業務内容の詳細については、「富里市北部地域包括支援センター業務委託仕様書」、「富里市中部東地域包括支援センター業務委託仕様書」、「富里市中部西地域包括支援センター業務委託仕様書」、「富里市南部地域包括支援センター業務委託仕様書」のとおりです。

※上記(2) オ生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの配置及び協議体の運営は、別途、市と業務委託契約を締結した上で実施します。

#### 4 委託期間

##### (1) 委託期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

##### (2) 業務の引き継ぎ

令和4年3月1日から令和4年3月31日までは、令和4年4月1日からの業務に向けた準備期間とし、引き継ぎを行います。

この期間の費用については、受託法人の負担とします。

##### (3) 契約の解除

法令を遵守しない場合や公正・中立な立場で業務を実施しない場合など、運営に支障が生じると認められる場合には、富里市地域包括支援センター等運営協議会（以下「運営協議会」という。）に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除するものとします。

#### 5 人員体制

##### (1) 専門職の職種

次のアからウまでの職種（以下「3職種」という。）の職員を配置することとします。

ア 保健師その他これに準ずる者（次のa又はbの者をいう。）

a 保健師

b 地域ケア、地域保健等に関する相談業務経験のある看護師（准看護師は含まない）

イ 社会福祉士その他これに準ずる者（次のa又はbの者をいう。）

a 社会福祉士

b 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した経験を有する者

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者（次のa又はbの者をいう。）

a 主任介護支援専門員

b 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

(2) 3職種の人数

ア 北部地域包括支援センター、中部西地域包括支援センター及び南部地域包括支援センター

常勤専任3人とし、職種ごとの具体的な配置数は次のとおりです。

- a 保健師その他これに準ずる者 常勤専任1人
- b 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤専任1人
- c 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専任1人

イ 中部東地域包括支援センター

常勤専任3人、非常勤加算1名とし、職種ごとの具体的な配置数は次のとおりです。

(7) パターン1

- a 保健師その他これに準ずる者 常勤専任1人、非常勤加算1名
- b 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤専任1人
- c 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専任1人

(8) パターン2

- a 保健師その他これに準ずる者 常勤専任1人
- b 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤専任1人、非常勤加算1名
- c 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専任1人

(9) パターン3

- a 保健師その他これに準ずる者 常勤専任1人
- b 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤専任1人
- c 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専任1人、非常勤加算1名

(3) その他の職員配置

3職種職員の他に必要な人員については、受託法人において配置すること。

(4) その他の事項

ア 常勤職員は他業務との併任は認めません。（指定介護予防支援業務の除く）

イ 3職種職員が産前産後休暇・育児休業又は30日以上病気休暇等を取得する場合は、速やかに市に報告し、代替職員を補充すること。

ウ 国、千葉県が実施する地域包括支援センター従事者研修をはじめ、業務遂行の上で、必要な各種研修等を受講させること。また、国、千葉県の職能団体へ加入する等、職員の機能向上や資質向上に努めること。

## 6 業務時間及び休日

### (1) 開設日

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く）

### (2) 開設時間

午前8時30分から午後5時15分まで

### (3) 開設時間外の対応

開設時間外においても、緊急時に連絡を取ることが出来るよう緊急連絡体制を整え、必要な対応を行うこと。また、有事の際には、市の指示のもと適切に対応すること。

## II 運営財源等

### 1 運営財源

地域包括支援センターの運営財源は、市からの委託料（地域包括支援センター委託料及び介護予防ケアマネジメント委託料）及び介護報酬（指定介護予防支援）により賄われます。

#### (1) 委託料

##### ア 地域包括支援センター委託料（上限額）

名称	年度	上限額
北部地域包括支援センター	令和4年度	21,350,000円
	令和5年度	21,350,000円
	令和6年度	21,350,000円
	令和7年度	21,350,000円
	令和8年度	21,350,000円

名称	年度	上限額
中部東地域包括支援センター	令和4年度	24,400,000円
	令和5年度	24,400,000円
	令和6年度	24,400,000円
	令和7年度	24,400,000円
	令和8年度	24,400,000円

名称	年度	上限額
中部西地域包括支援センター	令和4年度	21,350,000円
	令和5年度	21,350,000円
	令和6年度	21,350,000円
	令和7年度	21,350,000円
	令和8年度	21,350,000円

名称	年度	上限額
南部地域包括支援センター	令和4年度	21,350,000円
	令和5年度	21,350,000円
	令和6年度	21,350,000円
	令和7年度	21,350,000円
	令和8年度	21,350,000円

※委託料には、人件費、事業費及び事務所費が含まれています。

### イ 介護予防ケアマネジメント委託料（第1号介護予防支援事業）

法第115条の45第1項第1号ニに規定するサービスに係る委託料です。毎月の介護予防ケアマネジメントの実施件数に応じた介護予防ケアマネジメント委託料は、アの委託料とは別に受託者の収入とします。なお、介護予防マネジメント委託料の1件当たりの単価は、令和3年度の参考額です。

- ・ 基本額：4,471円 初回加算：3,063円

#### 令和3年3月各包括介護予防マネジメント件数

	北部	中部東	中部西	南部
件数	36	28	16	41

### (2) 介護報酬（指定介護予防支援）

法第58条に規定する指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）であり、受託法人の収入となります。毎月の介護予防ケアマネジメントの実施件数に応じた介護予防ケアマネジメント委託料は、アの委託料とは別に受託者の収入とします。なお、以下の介護予防マネジメント委託料の1件当たりの単価は、令和3年度の参考額です。

- ・ 基本額：4,471円 初回加算：3,063円

#### 令和3年3月各包括介護予防支援件数

	北部	中部東	中部西	南部
件数	23	30	30	41

## 2 経理区分

委託料（包括的支援事業）及び委託料（介護予防ケアマネジメント）等は、それぞれ会計を区分し、経理に関する帳簿等必要な書類を整備してください。

## 3 支払方法

委託料の支払いは、1月ごとに1回とします。



### Ⅲ 応募

#### 1 応募者の参加資格要件

各地域包括支援センターを適切、公正、中立かつ効率的に運営できる法人で、次の(1)及び(2)の要件を満たす法人とします。

(1) 経営組織・運営実績について、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 介護保険法に基づく地域包括支援センターを運営している法人

イ 老人福祉法に基づく老人福祉施設を運営している法人

ウ 老人福祉法に基づく老人介護支援センターの設置者（社会福祉協議会、社会福祉法人等）医療法人、当該事業を実施することを目的として設立された民法法人、特定非営利活動法人

エ 介護保険法に基づく介護保険サービスを提供する事業所を運営している法人（ただし、福祉用具貸与、販売のみを行う事業所を除く）

(2) 欠格事項について、次の要件に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者

ウ 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納している者

エ 商法第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告がなされている者

オ 破産法第132条若しくは第133条の規定による破産の申立てがなされている者

カ 会社更生法第30条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者

キ 民事再生法第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

## 2 スケジュール

公募に関するスケジュール下記のとおりです。

	項目	日程
1	公募開始・募集要項、仕様書配布開始	令和3年9月24日（金）
2	募集要項、仕様書配布終了・質問票受付開始	令和3年10月14日（木）
3	質問票提出期限	令和3年10月21日（木）午後5時まで
4	質問回答予定日	令和3年10月28日（木）
5	応募書類受付開始	令和3年10月29日（金）
6	応募書類提出期限	令和3年11月4日（木）午後5時まで
7	企画提案実施日（プレゼンテーション）	令和3年11月12日（金）
8	選定結果発表・公表	令和3年11月26日（金）
9	契約締結・引継ぎ	令和4年2月中旬～3月31日（木）
10	業務開始	令和4年4月1日（金）

## 3 募集要項の配布

募集要項は次のとおり配布します。

配布期間	令和3年9月24日（金）から10月14日（木）まで（土日祝日は除く）
配布場所	1 富里市役所1階 高齢者福祉課窓口 （平日午前8時30分から午後5時15分まで） 2 富里市ホームページ <a href="http://www.city.tomisato.lg.jp">http://www.city.tomisato.lg.jp</a>

## 4 質問及び回答

質者の受付及び回答は文書により行います。

方 法	質問書（様式第8号）にご記入の上、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信の確認を行ってください。 ①ファクシミリ 0476-93-2215 ②電子メール <a href="mailto:kourei@city.tomisato.lg.jp">kourei@city.tomisato.lg.jp</a>
質問票提出期限	令和3年10月14日（木）から10月21日（木）午後5時まで
回 答	令和3年10月28日（木）午後5時までに富里市ホームページで公表します。
そ の 他	電話や口頭による質問は受け付けません。

## 5 応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出してください。

提出書類	13 ページ「応募書類」に記載の書類
提出部数	正本1部、副本9部(複写)
提出様式	提出書類は原則A4サイズ縦とします。 (A3サイズは折込みとすること。) 表紙・裏表紙をつけ左綴じとし(ファイル可)、書類名がわかるよう 右端上部から順にインデックスを添付すること。
提出期限	令和3年10月29日(金)から11月4日(木)
提出時間	午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く) 11月4日(木)のみ午前8時30分から午後5時まで
提出先	富里市役所1階 高齢者福祉課窓口へ持参してください。
その他	受付期間経過後は、市から指示をしたものを除き、応募書類の修正、 追加または再提出は認められません。

## 6 応募に関する注意事項

- (1) 同一法人による複数の地域包括支援センターへの応募は認めません。
- (2) 提出書類は返還しません。
- (3) 応募に要する経費等は応募者の負担とします。
- (4) 提出書類は当該法人選定以外の目的には使用しません。ただし、情報公開の請求により開示する場合があります。

## IV 選定及び契約

### 1 審査及び選定

#### (1) 審査及び選定方法

受託予定者の選定は、選考委員会において、評価基準に基づき、応募書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、運営協議会の意見を聴取した上で決定します。

#### (2) プレゼンテーション及びヒアリング

日 時	令和3年11月12日（金） 午前10時から ※集合場所等の詳細は、後日通知します。
場 所	富里市役所 3階第3会議室
所要時間	・応募書類に基づくプレゼンテーション 20分 ・応募書類等に対するヒアリング 20分程度
出席者	・1法人3人以内とし、法人の職員以外の者の参加は認めません。 ・説明は業務に携わる者が行ってください。
留意事項	・プレゼンテーションは提出された応募書類に基づき行ってください。 ・原則として説明資料の追加は認めません。

#### (3) 審査の評価基準

ア 評価基準は、14ページのとおりです。

イ 応募者が単数の場合は、合計点数が6割以上の者を、応募者が複数の場合には合計点数が6割以上の者のうち最高点者を受託予定者として選定します。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、選定委員会での協議により受託予定者を選定します。

#### (4) 審査の結果の通知及び発表

ア 審査結果は、応募者に対し文書により通知するとともに、市ホームページに公表します。

イ 応募者は、審査及び選定結果に対する異議を申し立てることはできません。

ウ 審査及び選定結果に係る電話等による問い合わせには対応しません。

### 2 契約協議及び契約

(1) 受託予定者として決定した法人と市との間で協議し、所定の手続きを経て委託契約を締結します。

(2) 前項において、協議が整わない場合は、市は審査の得点上位者から順次同様の協議を行うこととします。

## V その他

- (1) 本要領に基づく運営事業は、当該運営事業に係る予算の成立後に事業実施が確定します。当該事業の予算が成立しなかった場合、市をその損害賠償の責は負いません。
- (2) 受託法人決定後、協議により、仕様を一部変更することがあります。
- (3) 受託予定者の決定から契約を締結するまでの間に次の事項に該当したときは、受託予定者から除外し、契約を締結しません。
  - ア 運営事業者の経営状況が急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められたとき。
  - イ 著しく社会的な信用を損なう等により、運営事業者としてふさわしくないと認められたとき。
  - ウ その他、受託予定者の責めに帰すべき不適当な事由が生じたとき。
- (4) 委託期間終了若しくは委託の取り消しにより、次期運営事業者に業務を引継ぐ際には、円滑かつ支障なく引継ぎを行ってください。
- (5) その他、この要綱に定めのない事項については、別途市より指示を行います。

## VI 担当課

富里市健康福祉部高齢者福祉課（包括支援班）

所在地 〒286-0292 富里市七栄652番地1

電話 0476-93-4981（直通）

FAX 0476-93-2215

E-mail [kourei@city.tomisato.lg.jp](mailto:kourei@city.tomisato.lg.jp)

## Ⅶ 応募書類等一覧

### 1 応募書類

	書類名	様式
1	参加申請書	様式第1号
2	団体概要書 (※団体の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要がわかるパンフレット等でも可)	様式第2号
3	事業計画書	様式第3号
4	類似施設の実績調査 (※類似施設とは福祉施設全般とします)	様式第4号
5	委託料提案書	様式第5号
6	収支計画書	様式第6号
7	誓約書	様式第7号
8	応募要項及び仕様書等に対する質問書	様式第8号
9	個人情報取り扱いに関する規約、管理マニュアル等	
10	関係書類 (1) 法人等の定款、その他これらに類する事項 (2) 法人等の登記事項証明書 (3) 法人等の印鑑証明書 (4) 法人本体の事業計画書及び収支予算書、またはこれに類するもの (5) 法人等の役員名簿 (6) 直近3か年の貸借対照表及び損益計算表 (7) 直近2か年の事業報告 (8) 直近1か年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納付証明書 (9) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類	
11	直近の国や県等の監査結果	

※証明書類は、証明年月日が提出時の3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用して下さい。

## 2 評価基準

### 富里市地域包括支援センター運営事業業務委託法人評価基準

評価項目	評価着目点
1 法人実績	
高齢者福祉に関する事業実績	・富里市内において高齢者福祉事業の運営実績があるか
介護保険サービスの事業実績	・富里市内に事業所があり、介護保険サービス（関連サービスを含む）の提供実績があるか
2 基本理念・方針	
応募動機	・応募動機は適切か
応募圏域の認識	・圏域の特性や地域課題を正しく捉えているか
地域貢献	・地域における役割をどのように考えるか
地域のネットワークづくり	・地域の関係機関との連携についてどのように考えるか
公正・中立性の確保	・公正・中立性を理解し、その確保のための方策は適切か
3 職員配置	
職員の配置	・3職種職員が確保されているか（予定はあるか）
欠員が生じた場合の体制確保	・3職種に欠員が生じた場合の体制確保策は適切か
人材育成	・職員の資質向上や専門性向上に向けた取り組みを検討しているか
4 業務実施計画	
収支計画	・収支状況は適切か
総合相談支援業務、権利擁護業務	・迅速に対応する体制を整えているか
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・多職種協働を理解し、連携・協働の体制づくりの方策は適切か
介護予防ケアマネジメント業務 指定介護予防支援業務	・自立支援の視点を持っているか ・適正に実施できる人員体制を整えているか
認知症関連業務	・地域の実情に応じた支援の取り組みを検討しているか
地域課題への対応	・地域ケア会議の活用など、積極性のある取り組みを検討しているか
事業の提案	・圏域の特性を踏まえた、地域包括ケアの推進のための事業の提案
5 リスク管理	
事故・緊急時の対応	・事故・緊急時の対応体制を整えているか
苦情処理の対応	・苦情処理の体制を整えているか
個人情報の保護・管理	・個人情報の管理について適切な体制を整えているか